

用を検討している。

問 本市の空家は築年数が古いものが多い。古いものは売れないから利活用する。空家の所有者さんに対してとったアンケートで1位は「売却したい」と言っているのに利活用を進めているのはどういう考えか。

答 利活用については1つの手法で、売却したい方が多いというアンケートの結果に対して否定しているわけではない。売却したいことに対しての利活用というのも当然あると理解している。

問 空家を持っている方のアンケートに「取り壊しや改修等に関する補助制度があればよい」とあるが具体的に市が今考えている支援制度は。

答 支援制度は大きく分けて3つある。空家無料相談窓口、空家等利活用再生補助事業、空家等対策プラットホーム。

問 プラットホームの中間支援組織の話があったが、空家を売買や賃貸するときに宅建業者がともに信用できない、できないから中間的な立場で支援する組織が必要だという理論になるのか教えてほしい。

答 空家等対策プラットホームは、流通に課題のある案件に対して利活用、売却、売買、除却、跡地利用等を進めることを目的に支援していきたい。

問 市内でNPOで行っているところであるが、状況を見れば宅建業法に抵触しているかと思う。理由として宅建業者は、免許を受けていない者は宅建業を営む旨の表示をし

宅地建物取引業を営む目的をもって広告をしてはならない。空家等対策プラットホームで書いている内容自体、反復継続すれば業にひっかかる可能性はあると思うが。

答 プラットホームについては、市が主でやり、現時点で、法人化ということではないので、宅建業法という業には該当しないと考える。また、宅地建物取引業の免許を持たないNPO法人などについて業として宅地建物取引を行っていないければ法違反には該当しないと判断する。

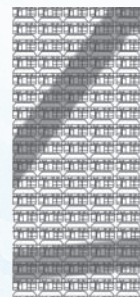
問 実績を見れば10年間で80戸以上の物件を仲介している。空家等対策プラットホームは、将来的にNPO法人、公益法人または株式会社にするかと明記されているがこれは反対だ。理由は、プラットホームをつ

くり別法人にした場合、その情報は必ず市から流れる。その場合、情報漏えい等、秘密保持の観点からも、プラットホームのトップは市しかないと思っているか。

答 プラットホームについては、市が中心となり協議、運営していく。ただ、法人化できるといった内容、民業圧迫しないような案件が出てくれば、法人化も考えていたが、今、提案があった内容も含め今後、設立に向けたまた設立後どのようなべきか市が中心となって議論していく。

問 市は移住促進を進めているがPRするのであれば移住促進に関する補助等設置できないか。また、特定空家等に認定されなければ掛けられない固定資産税の軽減措置の解除。その枠をもっと広げることはできるのか。

答 移住促進については他市の取り組み事例を参考に検討する。住宅用地については特例の措置がされており外れると負担調整措置がある。固定資産税は約4.2倍、都市計画税を合わせると3.6倍など軽減されるが、大きく税負担が増える。空家の対策や移



福原市空家等対策計画

住促進の関係については、特定空家の候補については、特例の措置を外すということにして法定外の税を新設することについては、法定外税の目的・対象等からそれが妥当か十分検討が必要である。

一般質問
竹森 衛
(日本共産党)

生活困窮者
自立支援事業

問 平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行し、本市は事業を行っているが、29年度事業評価は事業の方向性を拡大するとしている。必須事業、任意事業の各施策の今日までの実施状況は。

答 27年度に必須事業の自立相談支援事業と住宅確保給付金を開始した。自立相談支援事業は、相談を断らず継続支援が必要な方に就労支援等のプランを作成し、情報提供や支援等を行う。住居確保給付金は、住まいを失った方などに家賃を給付する制度で、収入・資産要件や熱心に就職活動ができる人などの要件がある。28年度は任意事業の子供の学習支援事業の対象範囲を広げ、市内小・中・高校生を対象に「かしはら校外塾」を開始した。29年度は任意事業の家計相談支援事業を開始した。30年度は任意事業の就労準備支援事業を、奈良県生活困窮者等広域就労準備支援事業として県内参加自治体と協定を締結して共同実施している。

問 本年6月に法律が一部改正されて事業が拡充されるが、就労準備支援やひきこもり支援をどう進めるか。

答 社会的孤立が長期に及ぶいわゆるひきこもりの人や、自信喪失など就労に不安を抱える方が就労活動のスタートラインに立てるよう支援するのが就労準備支援である。面談で相談者と信頼関係を築き、就労意欲喚起、話し方講座などによるコミュニケーション